

令和7年6月
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

令和7年6月9日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 渡辺 ヒロ子 君	3番 岩瀬 琢 弥 君
4番 長田 悟 君	5番 岩瀬 清 君	6番 鈴木 克 巳 君
7番 狩野 光 一 君	8番 久我 恵 子 君	9番 寺尾 重 雄 君
10番 戸坂 健 一 君	11番 佐藤 啓 史 君	12番 岩瀬 洋 男 君
13番 松崎 栄 二 君	14番 岩瀬 義 信 君	15番 末吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 照 川 由美子 君	副 市 長 竹 下 正 男 君
副 市 長 加 藤 正 倫 君	教 育 長 岩 瀬 好 央 君
総 務 課 長 屋 代 浩 君	企 画 課 長 水 野 伸 明 君
財 政 課 長 鈴 木 和 幸 君	情 報 政 策 課 長 高 橋 吉 造 君
消 防 防 災 課 長 窪 田 正 君	税 務 課 長 小 野 寺 千 枝 君
市 民 課 長 田 中 めぐみ 君	高 齢 者 支 援 課 長 篠 宮 寛 敬 君
福 祉 課 長 渡 邊 弘 則 君	こ ども 未 来 応 援 課 長 土 馬 健 太 郎 君
生 活 環 境 課 長 渡 邊 知 幸 君	都 市 建 設 課 長 栗 原 幸 雄 君
農 林 水 産 課 長 君 塚 恒 寿 君	観 光 商 工 課 長 岩 瀬 由 美 子 君
会 計 課 長 吉 田 智 絵 君	学 校 教 育 課 長 紫 関 左 恭 君
生 涯 学 習 課 長 渡 邊 友 人 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 軽 込 一 浩 君	議 会 係 長 小 高 茂 君
-------------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程第4号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第45号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 勝浦市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 令和7年度勝浦市一般会計補正予算

- 議案第49号 損害賠償の額の決定及び和解について
議案第50号 勝浦市と市原市との間における一般廃棄物（燃やすごみ）の焼却処理に関する事務の委託について
議案第51号 南房総広域水道企業団の解散に関する協議について
議案第52号 南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議について
議案第53号 南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法に関する協議について

第2 請願の委員会委託

- 請願第1号 「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願
請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

第3 陳情の委員会付託

- 陳情第6号 勝浦ベイシアの信号から市役所までと武道大学から警察署経由で市役所までの歩道の新設を求める陳情

第4 休会の件

開 議

令和7年6月9日（月） 午前10時開議

○議長（戸坂健一君） おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（戸坂健一君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第45号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第46号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第47号 勝浦市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。

本件につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

これより質疑に入ります。発言につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただき、質問者、答弁者ともに発言は簡潔・明瞭をお願いします。

なお、議事の都合により、質疑についての各議員の発言は、答弁を含め、30分以内といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。よって、議長の宣告は確定しました。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、私のほうから議案第45号、46号、47号についてお伺いさせていただきます。

初めに、これ議案1つで3回で、いう形で質問させていただきます。

最初に、勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定についてということですが、この中で資料のほうにつきましての改正の理由につきましては、地方税法及び地方税法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うということが書かれております。これなんですけども、これだけではなくて、ここまで来た背景、特定親族特別控除額を追加する背景についてお伺いいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺千枝君） お答えいたします。今回の税制改正で特定親族特別控除が創設された背景には、労働力不足の深刻化と税制の公平性の実現があるとされております。特に大学生年代のアルバイトは様々な業界で重要な労働力となっておりますが、従来の税制では、一定以上の年収を得ると親等の税負担が増加するため、労働時間を抑制する要因となり、人手不足を加速させていると指摘されていまして。

今回の改正により、大学生年代の労働時間の増加を促進、人手不足解消につなげることが目標とされております。また、大学生年代の子を持つ世帯の税負担を軽減し、より公平な税制を実現しようという狙いがあるとされております。以上でございます。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありますか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。そうしますと、今回の改正の中には、合計所得金額について58万円から123万円に段階的に控除額が設定されていますけども、これをアルバイトなどの収入を例としてらどのようになるのかということをやっと聞きたいところなんですけども、今回新設される特定親族特別控除とは、所得割の納税義務者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族——となると普通は大学生ということなんですけども——を対象としていますよということなんですけども、前年の所得金額が123万円以下の者で控除対象扶養親族に該当しない場合、その者の合計所得金額に応じた控除額を納税義務者の総所得金額等から控除するとされています。そうすると、控除対象扶養親族に該当する者の収入額、これは所得で言っていますので、収入額はどのくらいになるのかと。

それと、特定親族特別控除に該当する収入額の範囲はどのくらいなのか。例として控除額45万、また3万円控除というのが上限の下段になっていますけども、このものの納税義務者の影響についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺千枝君） お答えいたします。控除対象扶養親族に該当する者の収入額につきましては123万円まで、また特定親族特別控除に該当する収入額の範囲は123万円から188万円となります。以上でございます。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありますか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。そうしますと、この今回、特定親族特別控除というのは、扶養の控除の金額が多くなったということではなくて、配偶者特別控除と同じように、扶養控除に入れない者の収入が高いものについて45万から3万円の控除、扶養控除、配偶者特別控除と同じような形で計算すると思いますので、そうしますと、地方税、市県民税については10%という私記憶していますので、その扶養義務者については45万であれば4万5,000円の控除があると。3万円の該当については3,000円の控除が来るというような解釈だと私は感じます。じゃあ、その中で、今回この改正で、勝浦市における、該当する人数とか、そういうのが分かればお願いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺千枝君） お答えいたします。令和6年度の町丁・字別人口によります19歳から22歳までの人口が620人、令和6年度課税状況調べによる特定扶養控除人数が173人、特定扶養控除以外の19歳から22歳までの人口が、その全体の622人から既に特定扶養控除となっている人数の173人を差し引きしますと449人、仮にこの449人全員が特定親族特別控除が適用され、かつ、その控除額が45万円とした場合で計算させていただきますと、449人掛ける45万円掛ける市県民税の税率の10%で、2,200万5,000円の減税効果を考えております。

うち市民税につきましては、44万9,000円掛ける45万円掛ける市民税の税率ですが、6%ですので、1,200万円の減収。ただし、うち75%が普通交付税により措置されるものとすれば、25%分の減収と推測しております。以上でございます。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。一括ですので。はい。

○4番（長田 悟君） 続きまして、議案第46号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、これも先ほどの税条例と同じような限度額の引上げということですが、106万円から109万円に引き上げる改正なんですけども、この引き上げた場合の影響の受ける人数及びその収入額について、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺千枝君） お答えいたします。本算定が7月となりますので、概算にはなりますが、現在49世帯がこちらに該当すると見込んでおります。1世帯当たり1万円ですので、49万円の収入額に影響があると考えております。以上でございます。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 49万円ということです。施行期日は公布の日からとされています。そうしますと、令和7年度の、本来、予算に反映することになると考えますが、この改正に伴う予算措置の考え方についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺千枝君） お答えいたします。国民健康保険税は、本算定として例年7月に年間の保険料を算出しております。健康保険税は基礎課税分では所得割、均等割、平等割で構成しており、その中の所得割は、6月に決定する市県民税の所得金額を基に算出するものとなっております。

今回御質問の課税限度額の引上げに伴う予算措置の考え方につきましては、今回提案しております議案第46号が可決となった場合は、その影響を含め、算出される国民健康保険税の年税額と当初予算等を比較した上で、必要に応じて補正予算について検討してまいりたいと考えて

おります。以上でございます。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。

続きまして、議案第47号 勝浦市企業立地促進条例の一部を改正する条例について、この改正のほうにつきましては、対象業種の拡大というような改正だと思います。

改正前につきましては、この資料のほうに製造業から観光業まで9業種というような形で改正前の制定が、改正後になりますと、奨励措置を講ずる対象として適当な業種として規則で定めるものという中で、この中の規則に定める業種というのが、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める業種であって、次に掲げる事業を実施するものを除くということなんですけども、この中で分からないというか、日本標準産業分類というような分類があると思いますが、これについての内容についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。ただいま議員がおっしゃられましたとおり、今回の改正につきましては、企業立地促進条例の奨励措置の対象業種を拡大しようとするものでございます。その中で、日本標準産業分類につきましては、これにつきましては、日本国内の産業活動を体系的に分類するための統一的な基準であります。主に統計調査や行政手続などに使われているものでございます。基本的にあらゆる業種を網羅しているものと、こちらでは認識してございますので、対象業種の拡大に際し、これを基本としたものでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。

次に、鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） それでは、私のほうから議案第47号、今、前段者も質問しておりますが、このことについてお伺いします。

まず、提出した問いは4項目です。

議案の説明資料の中に、説明資料によりますと、半島振興法に基づく勝浦市産業振興促進計画の計画期間が終了したということに伴って奨励措置の対象事業が拡大されて、産業振興を図るために本条例について所要の改正をしようというのが提案理由であります。この、まず産業振興促進計画にも触れますので、その中でお伺いします。

そして、まず1点目としては、条例第2条（3）に対象事業所の改正について、詳細について、今、前段者も話をしておりますが、それについて説明をまず求めます。

2点目として、適当な業種として規則で定めるとありますが、個別事業を記載するのかについてお伺いします。

3点目として、規則に定める業種のうち除外、（5）になっていますが、除外の目的に合致しない事業と認める事業はどのような事業があるか、想定しているのかについてお伺いします。

最後に、条例改正に基づいて、先ほど説明のように、今ある、この促進計画の期間が終了したということで、この条例改正によって新たにこの促進計画、再度、制定していくのか。4点についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。今回の条例改正につきましては、企業立地の

奨励措置、雇用促進の奨励措置の対象業種を拡大し、企業誘致体制を強化しようとするものでございます。

具体的に申し上げます、これまでの条例では、対象事業所を製造業、流通加工業、旅館業など、ある一定の業種に限定していたものでございますが、改正後の条例では、規則に委ねる形ではございますが、統計法2条第9項に規定する日本標準産業分類に定める業種と定めまして、要するに、ありとあらゆる業種を対象としようとするものでございます。

これは説明資料にもありますように、奨励金の過去の実績が平成29年度に1件、令和6年度に1件と、これまでの企業立地促進条例が必ずしも効果的な役割を果たしているとは言えなかった状況もあり、今回は業種を幅広く設定することで、勝浦市が企業立地の選択肢となるような環境を整えたいと考えたものでございます。

2点目の適当な事業所として個別に記載をするのかというようなことでございますが、条例上では対象として適当な業種として規則で定めるといった規則に委ねるような形にさせていただいておりまして、業種を個別に列挙するものではなく、日本標準産業分類に定める業種と幅広く設定、また逆に、規則の中で除外する事業を限定しようとするものでございます。

3点目の御質問です。規則のうち除外としようとしている目的に合致しない事業とはという御質問でございますが、この条例の目的というのは、市内に事業所の新設、増設または設備更新を行う企業に対して必要な奨励措置を講ずることにより、本市における企業の立地及び雇用を促進し、市政の進展を図ることを目的とされておりまして、これに合致しない事業ということを一例で申し上げます、例えば、一見合法であっても実質的に行っているビジネスがトラブルのリスクがあるようなものであるとか、社会的な信頼性に欠けるような場合であるとか、なかなか具体的な事業として申し上げることが難しいところでもございますが、こうした部分につきましては、基本的に審査の中でしっかり判断してまいりたいと考えております。私のほうからは以上になります。

○議長（戸坂健一君） 次に、水野企画課長。

○企画課長（水野伸明君） 答えします。産業振興促進計画についてお答えします。

産業振興促進計画は、半島振興法に基づき策定するもので、半島地域における産業振興、事業者の支援を目的とし、特に設備投資をする際の税制優遇措置、いわゆる半島税制を受けることができるようになるものであります。

しかしながら、令和5年度から、半島税制とほぼ同じ内容である過疎法に基づく過疎税制対象地域が重複している地域は過疎税制のみが適用されることとなったため、勝浦市は半島税制非適用市町村となっております。

このため、勝浦市産業振興促進計画については、計画期間の終了をもって更新せず、この後は、勝浦市過疎地域持続的発展計画の中で、産業振興促進事項として取り組んでいくものであります。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） それでは、2回目になりますけど、また順次、2回目の質問します。

1点目の対象事業についてですけど、議案説明の中で、過去10年間でやってきた、この中について実績が示されていまして。今、課長からお話ありましたが、実際、実績が29年度1件、6年度1件ですか、製造業と旅館業となっています。

このやっぱり産業振興、勝浦ね、本当に大事なものだと思います。特にこの過疎化に基づいて、産業自体がもう減ってきている。そして、商店街ではないですけど、勝浦市の全体の産業を見たときには、本当に偏った産業しかない。あと第1次産業もかなり衰退している中で、やっぱりこの産業振興というのは非常に、これから重点を置いてやっていかないと、将来性が非常になくなってくるんじゃないかなと思いますので、ぜひこの条例改正に基づいて、この業種が今まではアからクまでありましたが、それがもっと裾野を広げて、勝浦市で事業を起こしてもらいたいということが前提になると思いますので、今ある事業はもちろんそのまま継続して発展させていくんですが、やっぱり新たな事業を、この移住・定住と併せて、そういう勝浦で何かできるかというところに門戸を開くというのは非常にいいことだと思いますので、ぜひその辺は、これは国のほうの条例ですから、国の法律に基本的に基づいての条例改正になってきますけど、その辺を勝浦としても、勝浦なりのものを、もっと広く検討、研究していてもらいたいと思いますが、それについて改めてお願いします。

あと、2番目について除外規定、これは勝浦に合わないものは除外していくと。具体的には何かということは実際に分からないと思いますが、それは今の1番を進める上で、やっぱりこの除外する部分については除外していったって、やっぱり中心的なこの産業を発展させていくと。そして新たな産業を生み出していくということであれば、1番、2番、一緒に考えてもらいたいというふうに思います。

それと2番のほうは、2番目、回答結構です。

3点目に、今、3点目と、1、2、3がほぼ同じ内容なので、一括で答弁をいただければと思います。

4番目は、企画課のほうの内容になるということで企画課長答弁されましたけど、今あるこの企業立地の振興計画、これが令和2年に制定、つくられています。これはもう近隣市町村全部同じような、ほぼ同じような内容で、市、町名が違うぐらいの、あとは今ある産業の内容が違うようなもので、私も御宿町とか、いすみ市とか、比較してみましたけど、ほぼ変わらない。いわゆる、この地域の産業を活性化させようということで計画をされていますが、今、課長の答弁ですと、これが半島振興法に基づくこの計画であったのが、法律改正によって、法改正があって、今後、過疎法に基づくことのために、これは今後計画はしないということではありますが、勝浦市過疎地域持続的発展計画というので令和3年に策定されています。そして、これは令和7年度までということは、もうここもあと1年ということになりますので、この発展計画。

その中に、確かに発展計画の中の産業振興促進事項というのがありまして、その中に業種としては、今までの促進計画と同じ業種、製造業、旅館業、情報サービス業と、あと農林水産業、物販販売業というのが、ここの中で業種として示されています。これは計画期間が令和8年です、あと1年ということですね。

ですから、これについては今後計画をつくっていくんでしょうけど、この半島振興法に基づいた計画によって、今どのような勝浦市の産業に対して影響力があるのか、そして、それが今どのようなになっているのかについてお伺いをしたいのと、あと、これはもう今年度で終わりますので、次の令和8年度からつくるに当たっては、もう既に作業を始めていく必要があると思いますが、その辺についてのお考えをお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。今回の改正するに当たりまして、様々な業種、検討する中で、県内各市町村のこういった業種を皆さん優遇措置をしているのかというようなことも調べてまいりました。その中で今回、勝浦市、幅広に業種を広げたところでございますが、この業種の広げた状態につきましては、県内でも僅かであるというふうに認識しております。

したがいまして、先ほども申し上げましたけれども、勝浦市が企業にとって企業立地の選択肢の一つとなるように、しっかりと強化してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） 次に、水野企画課長。

○企画課長（水野伸明君） 過疎地域持続的発展計画につきましては、議員おっしゃられるとおり、計画期間が令和7年度末までの現計画となっておりますので、今年度中に更新の手続を行う予定であります。以上です。

○議長（戸坂健一君） 答弁漏れです。現計画の与えた影響でいいですかね。水野企画課長。

○企画課長（水野伸明君） すみません。現計画が、先ほども答弁しましたが、この計画をつくることによって対象となる事業者が税制優遇措置を受けられるようになるというところが一番の影響であると考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問ありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） それでは、観光というか、観光商工の課長の答弁は理解しましたので、いわゆるこの勝浦市の産業振興、これをやっぱり門戸を広げた上でやっていく、そして新たな産業を取り入れていくためには、その条例改正が必要であったということでもありますし、今言われたように、ほかのところと比較しても、勝浦市は門戸、裾野を広げているということですので、やっぱりいろんなポテンシャルあると思うんです、勝浦ね。そういうところで、今までやってきてはいるけど、沈んでしまったというかね。

あとは、特にこの水産業関係、農林業関係の第1次産業と、あとは第3次産業、いわゆる観光レベルの事業。それで、もちろん勝浦のいつでもやれるのが、この朝市が中心となったものとか、観光を中心となったものがありまして、そこから事業が起きていけば、より一層の持続的な勝浦をつくれるんじゃないかなというふうな感覚は持っていますので、ぜひとも力を入れていただきたいなというふうに思います。答弁要りません。

今、過疎地域の発展計画、これは今年度つくっていきますよということですが、課長も今回、企画課長になったわけで、その辺の勉強をこれからしていくんでしょうけど、この中に産業振興がうたわれます。この産業振興、過疎地域の産業振興どうするんだということになりますが、やはりこの業種については、今、観光のほうで答えられた、この裾野を広げた業種、この辺についてはどのように考えていかれるのか。今回提案がされたことによって、提案というか、されたことによって、ここのところは当然、答えを用意しているでしょうから、お聞きします。

令和8年3月で、今年度いっぱいこの過疎地域の計画、現計画は終了しますので、この5年間に、過疎地域に対してどういう対応されてきたのか。もちろん法律に基づくところで、この過疎地域のものは、だからというよりも、税制優遇とかそういうものが基本的になっていますので、その辺について、もう一度お考えをお聞きします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。水野企画課長。

○企画課長（水野伸明君） お答えします。今後の過疎地域持続的発展計画、次年度以降のもの、

その辺の産業振興のところに関しましては、関係課とも協議しまして、つくっていきたいと考えております。

また、現在の過疎地域持続的発展計画がどのように対応されてきたかということでありまして、勝浦市の地域的な状況に応じた各産業に対して、市が事業をやる上での財政措置ですとか、そういったものに影響があった、対応されてきたと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） 以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第45号は、総務文教常任委員会へ、議案第46号及び議案第47号は、産業厚生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第48号 令和7年度勝浦市一般会計補正予算を議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

これより質疑に入ります。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、私のほうから議案第48号 令和7年度勝浦市一般会計補正予算、10ページの民生費、児童福祉費、放課後児童健全育成事業、この中で1,740万9,000円、放課後ルームの空調設備設置に関わるプロセスについてということを知りたいんですが、まず最初に、今回、議会の資料と共に、令和7年度から11年度までを計画期間とします、この勝浦市子ども計画が配付されました。これを私、開かせてもらいました。

この中で、69ページに第4章、施設の展開、基本目標3、地域ぐるみで豊かな成長を支える勝浦市、2、多様な遊びや体験、活躍のできる機会や居場所づくり、事業名としまして、放課後児童健全育成事業、事業内容につきましては、昼間、保護者のいない家庭の児童の安全確保と遊びを通して健全育成を図りますというような形の、また小学校統合に合わせた放課後ルームの再編を行いますという形で、これには記載されています。

また、この22ページの児童数では、令和6年5月1日現在で430名、年々児童数は減少しているところですが、23ページでは、放課後ルーム利用者数は186名で、その利用は増えている状況です。

この令和8年から小学校は勝浦小学校と上野小学校2校に統合されます。今回の放課後ルーム空調設備の設置工事は、これらのことを踏まえ、小学校内の教室を放課後ルームとして活用するためエアコンを設置するというようなことになってくると思いますが、統合に関わります、これまでの放課後ルームの設置についての検討内容及び教室を放課後ルームとして活用するまでの経緯について伺います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。土馬こども未来応援課長。

○こども未来応援課長（土馬健太郎君） お答えいたします。これまでの放課後ルームにつきましては、各小学校に計5か所設置しておりましたが、令和8年度の小学校の統合により、放課後ルームの設置場所については、学校との協議や保護者からの意見を踏まえ、勝浦小学校と上野小学校内に新たに放課後ルームを新設し、総野小学校については、令和8年度は引き続き放課後ルームを実施することになりました。

放課後ルームの設置に当たっての検討では、定員の確保が課題でありました。現在の放課後ルームは旧こども館を利用し、利用定員は110名、上野放課後ルームは上野集会所を利用し、利用定員は50名であり、統合後の利用見込みにつきましては、勝浦放課後ルームが130名、上野放課後ルームが80名であることから、利用定員を超過してしまうおそれがあります。

また、現在の勝浦放課後ルームについては、1人当たり1.65㎡以上という面積の最低基準は満たしているものの、手狭であることから、利用定員超過の防止と放課後ルームの環境改善を図るため、新たに勝浦小学校家庭科室と図画工作室、上野小学校の図書室を放課後ルームとして活用するものであります。

次に、教室を放課後ルームとして活用するまでの経緯についてであります。勝浦小学校と上野小学校においては、両校とも空き教室がない状況であり、豊浜小学校、興津小学校、総野小学校のように空き教室を占有しての放課後ルームの実施が困難であったことから、放課後の時間帯や休日の教室を放課後ルームとして一時利用するタイムシェアについて、学校の教育活動への影響が出ないよう、学校教育委員会と協議を行った上で、勝浦小学校の家庭科室、図画工作室、上野小学校の図書室を放課後ルームとして利用することとなりました。

したがって、勝浦小学校では旧こども館内、家庭科室、図画工作室の3か所、上野小学校では上野集会所内と図書室の2か所で放課後ルームを実施することとなり、各場所で2名から3名程度の職員配置を考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。そうなりますと、各放課後ルームは離れているというところありますので、勝浦小学校については3放課後ルーム、上野が2放課後ルーム、総野小学校で1放課後ルームというような解釈でいいと思います。分かりました。

2回目なんですけども、統合につきましては、保護者の意見というのが相当やはり反映されるべきだと思いますが、この放課後ルーム設置までの反映の状況についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。土馬こども未来応援課長。

○こども未来応援課長（土馬健太郎君） お答えいたします。小学校の統合の説明会において、放課後ルームの実施場所についても保護者から多様な御意見をいただいたことから、統合となる学校、学区の保護者を対象に、令和6年9月にアンケートを行いました。アンケートの結果は、豊浜小学校と興津小学校区では、統合後の学校内または近隣地の放課後ルームを利用したいという意見が多く、総野小学校区では、統合前の小学校内の放課後ルームを利用したいという意見が多いという結果でありました。

このアンケートの結果を踏まえ、豊浜小学校と興津小学校内で運営している放課後ルームにつきましては、統合後は統合先の小学校の放課後ルームを利用いただき、総野小学校内で運営している放課後ルームにつきましては、令和8年度は引き続き総野小学校内で放課後ルームを運営することを考えております。

また、放課後ルームの実施場所が変更となることで、保護者の送迎に、従前よりも時間を要するという意見もありましたので、30分程度の時間延長も検討しているところであります。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございました。そうしますと、保護者の意見の反映という中では、新しく新設される、また現在もやっている放課後ルームの時間延長というのも一つ、保護者の意見の反映だということと、あと、一般質問の中でもありましたけども、総野小学校については、平成8年度についても開設して、その後検討するというようなことがありましたので、これは保護者の意見の反映というような形で考えればいいかなと思います。

そうしますと、3回目なんですけども、今回の放課後ルームとしての利用する教室なんですけども、この教室の妥当性、この放課後ルームにすることについての妥当性について伺います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。土馬こども未来応援課長。

○こども未来応援課長（土馬健太郎君） お答えいたします。今回の放課後ルームとして利用する教室の妥当性についてであります。上野小学校図書室、勝浦小学校家庭科室、図画工作室を放課後ルームとして選定するに当たっては、放課後や休日の利用であり、学校の教育活動に影響が出ないということを踏まえ、協議を行い、放課後ルームを設定いたしました。

この協議に当たり、安全面ということで、包丁や彫刻刀などの管理につきましても協議しましたところ、学校では包丁や彫刻刀などの管理については、ナンバリングの上、保管庫に施錠して管理しており、児童の安全性についても十分に確保できているというふうに考えておりますが、放課後ルームの運営に当たっては、児童を受け入れる前の職員によるルーム内の安全確認を徹底するなど、放課後ルーム内での安全性を確保していく考えです。以上です。

○議長（戸坂健一君） 次に、佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） 48号 令和7年度勝浦市一般会計補正予算、7ページの歳入になります。通告書に書いてありますとおり、15款国庫支出金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金、1,120万6,000円の子ども・子育て支援施設整備交付金ということであります。これは国からの補助金でございますけれども、上野小の図書室を、また勝浦小の家庭科室、勝浦小の図画工作室を放課後ルームにすると。

また、同じように、16款県支出金、2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金、こちらも国の補助金と一緒に県の補助金も、放課後ルームにするに当たっての補助金が入っております。

気になったのが、上野小の図書室、勝浦小の家庭科室は、待機児童解消メニューということで、国庫補助が12分の10、県の補助が12分の1になっています。勝浦小の図画工作室に関しては、通常メニューということで、補助率が12分の4、県のほうも12分の4ということになっております。

この、これ先ほど課長のほうも前段者の質問でお答えありましたが、タイムシェア方式によって、小学校の特別教室を放課後ルームに変えるわけですが、なぜ、この待機児童解消メニューと通常メニューで補助率が違うということになっておりますので、そもそもこの待機児童解消メニューと通常メニューがどのように違って、ということなのかということについて、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。土馬こども未来応援課長。

○こども未来応援課長（土馬健太郎君） お答えいたします。子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱における待機児童解消メニューと通常メニューの違いということですが、待機児童解消メニューにつきましては、待機児童の解消のための放課後児童クラブ整備促進事業ということで、これは放課後児童クラブの創設または既存の放課後児童クラブの定員増を伴う整備であることと、当該放課後児童クラブを整備しなければ待機児童が発生する可能性があることが要件となっております。

さらに、令和7年度中に事業が完了するものについては、補助率のかさ上げが適用され、本来の補助率の3分の2から12分の10にかさ上げされております。

一方、通常メニューにつきましては、待機児童の解消のための整備以外の創設、改修が対象であり、こちらは補助率が3分の1、12分の4ですね、となっております。

今回の上野小学校図書室と勝浦小学校家庭科室の工事については、統合により利用定員の超過を防止するための事業として、補助率が12分の10の待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備促進事業を適用しております。

勝浦小学校図画工作室の工事につきましては、旧こども館内において運営している勝浦放課後ルームは、1人当たり1.65㎡以上という面積の最低基準は満たしているものの、手狭であることから、一部を勝浦小学校内の図画工作室へ移転し、環境改善を図ろうとするものであり、待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備促進事業の要件には合致しないことから、3分の1の補助率である通常の放課後ルームの整備のメニューが適用されております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） 土馬課長から御答弁いただきまして、再質問と通告書、書いてありますけど、これ通告した時点で、もう一度見直したら、タイムシェア方式になっているということで、代替教室は必要としないということでありましたので、学校のときは図書室であり、家庭科室であり、図画工作室で使っておりますが、放課後ルームになったときにタイムシェアとということで放課後ルームになるということでもありますので、この質問については質問は取り下げさせていただいて、再々質問ということで、再質問ということで、先ほど前段者の質問でもありましたけれども、令和8年度に当たっては、総野小の学校はなくなっちゃうんだけど、校舎での放課後ルームは開設するということになります。

総野学区の保護者さんから聞いたときに、やはり通常時はいいんだと思うんですね。学校終わってかつうら放課後ルーム、勝浦小の放課後ルームに行けばいいんですけども、送り迎え、迎えだけです。

ただ、土曜日とか長期休暇のとき、朝、送ってやらなきゃいけないんですよ。総野小まで、例えば御自宅が佐野地区にあるんですね。総野小の放課後ルームであれば自宅、送りに多分、5分で行ける。ただ、それが勝浦小になると、15分とか、かかってしまう。20分とか、かかってしまう。その送り迎え。また、迎えも同様にそういうことで、時間がかかってしまうということもあって、先ほど課長のほうは30分の延長ということも検討したいというお話ありましたけれども、保護者の送迎とかの考えると、やはり自宅から少しでも近いところにあったほうがいいというのが保護者の声なんですね。

こうやって放課後ルーム設置していただくことは非常に子育て支援としても重要なことで、

しかも30分延長がさらに図られるとなると、さらに喜ばしいことになりますけれども、保護者目線で考えると、やっぱり近くにあったほうがいいということなんですよ。

そういうのも、だから声を聞いて、アンケートを聞いた上で、総野小には残すということなんですけれども、心配がやっぱり出てきますよね。勝浦小で学校終わって、バスで通学することになりますから、あれは小湊バスの蟹田のバス停で降りることになると思います。支援員さんがバス停まで迎えに行って、そこからルームに案内する形になるんですけど、そういった、やっぱりバスで行ってということは今まで勝浦ではやったことはないことになりますので、これは防犯上も、安全対策、交通安全も含めて、非常に大変なことになるかと思います。

しかしながら、保護者目線で考えると、令和9年度以降はどうなるのかという不安はあると思いますので、早々に、使っていない校舎ではなくて、じゃ、例えば総野の集会所が使えるものであれば総野の集会所という形も選択肢に入れていく必要があるかと思ひますし、あると思ひます。

あわせて、勝浦小に関しても、今度3か所になるという話になります。今、こども、昔のこども館、児童館って言いましたけど、そこが今、勝浦放課後ルームになっています。こども館という施設が今、若潮キャンパスの中に、あくまでも仮設という形で行っているわけですよ。

以前、皆さん、3期以上の議員さん、皆承知しているかと思ひますけれども、幼稚園の跡地に建てるという話があったんですよ。でも、それは今、立ち消えになっているのか、凍結なのか、分かりませんけれども、そうではなくて、既存の施設を利用したままやるということになっています。

じゃあ、こども館はいつまであそこに行くんですかという話もありますし、今のこども館で行われている放課後ルームはこのままになるのかということで、ある程度、この3年ぐらいをめどに、やはり放課後ルームをどうするのか、こども館というものをどうしていくのかということについても、ある程度、3年後ぐらいをめどに考えていかなきゃいけないかというふうに思ひうんですが、これについて、やはりこれは子育て支援という視点で考えて、非常に重要なことであるかと思ひますので、課長は3月までは子育て支援の係長として重々承知しておりますが、これについては、できれば、課長よりも市長、副市長のどちらかのほうに、お考えを御答弁をいただければというふうに思ひます。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。加藤副市長。

○副市長（加藤正倫君） お答え申し上げます。勝浦放課後ルームにつきましては、先ほど議員もおっしゃったとおり、令和8年度については、統合という大きなイベントの中で、令和6年の9月に、先ほど土馬課長からもありましたけれども、保護者からのアンケート、それから様々地域から御意見をいただく中で、総野小学校については令和8年度、ここ1年間を放課後ルームを維持しようということになったわけであります。

令和8年度、学校統合して、勝浦小学校に総野小学校の学区の子どもたちも統合して来ていただきますけれども、この1年を経て、令和9年度、保護者目線もちろん大事なんですけれども、子ども目線で、どういった放課後ルームの運営が一番適切なのかという議論を中でやってまいりたいというふうに思ひています。

こども館どうするのかみたいな話もありました。向こう3年間でというお話もありました。ここについては現状、我々足元で維持している施設、これをなくすという考え方はありません。

ここをどういった形で運営をしていくのかというところは、現状、足元で何か計画があるわけではありませんけれども、これを維持しながら、最も適切な子育て環境の提供ということを念頭に置きながら、庁内の中で放課後ルーム、こども館について議論を進めたいというふうに思っています。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） 加藤副市長の御答弁ありました。私は保護者目線と言いました。子ども目線は無視しているわけじゃありませんのでね。私が今PTAとかいろいろやっている中で、保護者さんからの声を聞いたのを今お伝えしているということであって、子どもは当然、子ども目線で、同じ小学校に行って、同じ小学校の子と同じルームに入るのがやっぱり一番いいわけです。わざわざバスで乗って蟹田まで行って、そこからまたランドセルしょって降りて、支援員さんが迎えに来て、そこにまたルームに入っていくという。だって、そこが学校が残っていればいいですよ。もう学校として機能していない一室に入るわけだから、それは子ども目線で考えたら、全然違いますよね。

だから、そういうこと、当然、私はそこを考えて言っていますけれども、あくまでもそういった保護者の声というものは届いています。送り迎えのことも考えたときに、やはり近くにあったほうがいいというのは、それは事実だと思います。そういったことも含めて、30分の延長も検討したいということでありましたので。

ただ、私は先ほど言ったけれど、やはり一つに、いろいろ、勝浦小に関しては分散するような形になるんですね。そうではなくて。

とはいえ、もともとこども館って造ったところが放課後ルームになっているという現状は、やはり、もう一度お伝えしたいというふうに思いますので。

私は今すぐどうこうしろということではないので、子どもが今後減っていく中で、こども館という機能がどうするのか、放課後ルームという機能をどうするのかということも含めて、今後3年ぐらいをめどに考えていただきたいということでお話ししましたので、以上、申し上げさせていただきます。答弁は結構でございますので、質問を終わります。

○議長（戸坂健一君） 次に、鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） それでは、私のほうは補正予算について2点、通告をさせていただきました。1点ずつ伺います。

2点のほうは、ページ9の公共施設等整備基金積立金、もう1点が、ページ10ページの物価高騰対応臨時特別給付金事業というものについて伺います。

まず最初に、9ページのほうの公共施設等整備基金積立金、これについて伺いをします。

これは、説明書によりますと、令和7年4月に匿名による公共施設等の整備のための寄附金申出があったということで、今回その頂いた貴重なこの寄附金を積立てして、まずおくということの提案であります。5,000万という非常に多額の寄附をいただきました。これを、やっぱり寄附者の意向に沿って、市は予算化していく必要があるかと思えます。

その中で、匿名による公共施設等の寄附金ということですけど、寄附者から、特にこの寄附金の使途について、公共施設のためということですが、その公共施設の対象が示されていたのかどうか、まず1点伺います。

それとあと、この基金条例は、令和5年12月の公布、施行になっています。その後、6年3

月に、公共施設の維持管理を目的とした寄附の募集をしています。これについて、これはインターネットというか、ホームページなりで募集の要領とか出ていますが、これに基づいて、今この5,000万以外に、そういうものがあるかどうか、お伺いします。

今回5,000万積み立てるわけですけど、これを積み立てた後の、積み立てた中での現在の基金残高について、どのようになっているか、お伺いします。

それと、この基金を充当する、これは寄附者からは、今、1番目でお聞きしましたが、市として公共施設の整備、どのようなものを対象として今考えているのか、お伺いします。以上です。

○議長（戸坂健一君） 質疑の途中でありますが、午前11時15分まで休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（戸坂健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど長田悟議員の質疑に対する税務課長からの答弁の訂正がありますので、発言を許します。小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺千枝君） 先ほど長田議員の特定親族特別控除に関する御質問に対する私の答弁の中に誤りがありましたので、訂正させていただきます。

特定扶養控除以外の19歳から22歳までの人口、499人と申しましたが、正しくは449人でございます。訂正しておわび申し上げます。以上でございます。

○議長（戸坂健一君） 続いて、答弁を求めます。鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木和幸君） お答えいたします。まず、1点目の御質問でございますが、寄附金額の一部については、クリーンセンターの修繕等維持管理費、維持管理に充ててほしいとの御意向であります。それ以外は市の判断に任せるとのことでありました。

次に、2点目ですが、令和6年3月に市ホームページで公共施設等整備基金の設置と公共施設等の維持管理を目的とした寄附の募集を広く呼びかけております。この募集を御覧になっての寄附の申出は現時点でございません。

次に、3点目の御質問ですが、当該基金の現時点での残高は5億2,352万2,518円であります。これに今回の寄附金額5,000万円を積み立てると、5億7,352万2,518円となります。

なお、今年度予算では、各公共施設等の維持管理費等の全部または一部について、当該基金から2億5,329万7,000円を取り崩し、充当する予定であります。本年度末の当該基金の残高は3億2,022万5,518円となる見込みであります。

次に、4点目の御質問でございますが、当該基金の対象施設は、市役所庁舎をはじめとする建築物、道路、橋梁等の土木構造物、さらに各施設における設備、設備機器類等であります。

なお、学校教育施設については、学校教育施設整備基金により対応しております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 詳細ありがとうございました。思ったのは、やっぱりこの今言われて、2024年の3月26日に更新されていて、募集をしていますということによって、これ来たのかなというのを思いましたが、これについては、まだ今のところ、ないということですが、やはりふるさと納税とはまた、これは全然違うと思いますが、ここでは返礼品を求めているので、本

当に純粋な、勝浦市を思っの寄附をしていただくということでもありますので、その辺については、もっと広く、このことを広めていってもいいのかなというふうに思います。

この中で思ったことは、今、残高が、現在というか、昨年度末で5億7,000万あるということでした、今年度に、そのうち2億5,000万を充当した事業を行っているということで、とにかく公共施設、非常に私、一般質問で道路問題、話させていただきましたけど、道路も含めて、この公共施設がなかなか維持管理が追いついていないのが現状ではないかと思います。今後、そういうところに対して、長寿命化計画等もいろいろありますので、壊れてからというよりも、やっぱり対応を常に検討していくことが必要ではないかなと。

後の、また質問でも出ますけど、公共的な施設を健全な管理をしていくことが非常に大事だと思いますので、この辺の管理の方法、この基金だけではなくて、公共施設全般のこの管理について、今後どのように考えていかれるのか、市長なり副市長、責任ある立場の人にお答えをお願いしたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。加藤副市長。

○副市長（加藤正倫君） お答え申し上げます。議員から御質問いただいている公共施設等整備基金につきましては、先ほど財政課長からお話ししたとおり、対象設備については明示させていただいたとおりです。我々が維持管理している箱物については、公共施設等総合管理計画において、その劣化度等についても評価を行っていますので、それに基づいて適宜、優先順位をつけながら維持管理をやっているということです。

議員からも一般質問いただいた道路については、人の流れ、物の流れの血脈と言える道路ですので、市民の生活の安心、安全の基盤となるものにつきましても、適時適切にしっかりと投資をして、レジリエンスの強化ですね。常時もそうですし、非常時にしっかりと機能できる公共施設、それから道路にしていかなければならないというふうに思っています。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 今、加藤副市長から答弁いただきましたので。ただ、今後やっぱりこの老朽化施設、これは非常時のときにも使うような施設、多いと思います。非常時のときに使うに当たっても、やっぱりもうそのときに使えないよということがあっても、これは対応ができていないということになると大変なことになります。常に管理はしっかりして行って、対処をしていただければというふうに思っています。

次に、10ページ、社会福祉費、物価高騰対応臨時特別給付金事業についてお伺いします。

これについては、改めてこの事業、どういうものであるかということについて、まずお伺いをします。

それと、不足額の給付ということでもありますので、この辺がどのようなものかの説明も併せてお伺いをしたいと思います。

それとあと、業務のうち、委託料の算定と業務委託先、これは業務が委託事業になっていますので、この委託をどのようにしていくのか、現状もやっている中の話だと思いますけど、それこそ今、米でやっている随契とかありますけど、この流れについてお伺いをします。

それと、この想定対象者というのが1,728人、そして最大給付額が4万円となっていますが、この算定された根拠についてお伺いをいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊福祉課長。

○福祉課長（渡邊弘則君） お答えいたします。初めに、事業についての改めての説明ということでございます。こちらにつきましては、この事業につきましては、政府が令和5年11月に閣議決定をしたデフレ完全脱却のための総合経済対策に掲げる物価高から国民生活を守る事項、または令和6年11月に閣議決定をしました国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策に掲げる物価高の克服の事項についての対応といたしまして、地方公共団体が地域の实情に応じて、きめ細かに効果的・効率的に必要な事業を実施できるように交付をいたしました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業でございます。

このうち、内閣府が取り組む経済対策給付金等事業であります、令和6年度低所得世帯支援枠及び給付金・定額減税一体支援枠の交付対象事業である本事業を、本市では物価高騰対応臨時特別給付金事業、住民税非課税世帯分、こども加算分として実施しているほか、このたび予算計上いたしました物価高騰対応臨時特別給付金事業、不足額給付分としているものでございます。

また、不足額給付分の説明ということでございますが、先ほど申し上げましたデフレ完全脱却のための総合経済対策により、国は、納税者本人と配偶者を含む扶養親族1人につき、令和6年分の所得税3万円及び令和6年度の個人住民税1万円の合計4万円の減税を昨年度に実施いたしました。また、減税額が所得税、個人住民税を上回る方には、上回った額を調整給付金として、令和6年度中に市から給付いたしました。

このたび補正予算で計上した不足額給付分は、この調整給付を受けた方、あるいは受けられることが可能な方、または定額減税を受けた方で、確定申告などにより令和6年分所得税額が確定したことに伴い、本来給付すべき所要額との間で差額が生じた方や、子どもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより所得税分の定額減税可能額が増加した方、確定申告により新たに給付対象となった方などに、1人当たり最大給付額を4万円として給付を行う給付金となります。

次に、委託料の算定と業務委託先でございますが、補正予算書10ページの業務委託料のうち、臨時特別給付金業務委託料124万1,000円は、給付事業に係る事務職員の派遣を人材派遣事業者に委託するものでございます。

その下、低所得世帯支援臨時特別給付金システム導入業務委託料は、不足額給付分の対象者の抽出や所要額の算出を税情報システムを用いて行うため、システム構築のための委託で、住民税システム等の管理等を行っているベンダーに委託しようとするものでございます。

最後になりますが、想定対象者1,728人、それから最大給付額4万円の算出根拠でございますが、税務情報等から算出して、当初調整給付後に子どもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加した方、あるいは税額修正が生じたことなどから不足額給付の対象となる方が1,427人と見込んでおります。

また、青色事業専従者、白色の事業専従者の方で、確定申告により新たに給付対象となった方が87人と見込んでおります。

また、確定申告等で合計所得金額が48万円を超えたことから、新たに給付対象となる方が214人と見込みまして、合計で1,728人といたしました。

なお、最大給付額の4万円の算出根拠でございますが、定額減税額が所得税、住民税合わせて4万円でありますので、減税ができない方に同等の給付を行うことから、最大で4万円とな

ります。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） これも詳細ありがとうございました。今の説明、市がやっている内容です。で、間違っている内容はないと思いますが、私ちょっと危惧しているのは、今回これは令和6年度が基準になっているということです。それらの所得が確定した中で、その時点では対象にならなかった部分も含んでということの解釈でいいのかな、そうと思いますが、今回やっぱりホームページのほうに、これは今年の6月2日更新になっている物価高騰、この給付金の内容が出ています。給付金の手続はお済みですかとか、非課税支給分して3万円ですよとか、いろいろその今の内容、この内容と合致するのかなというふうに思っていたので、その辺ちょっともう一度確認をしたいのと、あと、これ給付金については、基本的にはこの対象者、もう今言われたように、この委託事業の中で、また、そして税金の所得の確定の上で決まってくるんでしょうけど、これはあくまで自己申告になるうかと思いますが、市のほうから、この対象者、抽出した対象者には、手続依頼を出していると思いますが、その辺の事務手続について流れを教えてください。

それとあと、対象になっても申請しなかった方とか、漏れている方はないと思いますが、申請しなかった方、例えば手紙が届かないとか、そういう方もいると思いますが、どの程度そういうのが発生していて、そういう人たちに対する対処はどのようにされているのか、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊福祉課長。

○福祉課長（渡邊弘則君） お答えいたします。現在申請を受け付けております給付金につきましては、今年の4月1日から6月30日期限として申請を受け付けておりますのは、物価高騰対応臨時特別給付金事業の中の住民税非課税世帯分、こども加算分でございます。こちらは非課税世帯、全ての世帯員が非課税世帯の方であれば、非課税であれば、その世帯に3万円の給付を行う事業でございます。

その対象者の方には、本年2月に申請用紙を郵送させていただいて、先ほど申し上げたように、4月1日から6月30日の期限で受付を受けております。

現在のところ、申請率が86.5%でありますので、本市といたしましても、LINE等で申請のお忘れでないかということで周知を図ったところでございます。

しかしながら、申請書をお送りしたとはいえ、全ての方が対象になるわけではございません。遠方にお子さんとかに扶養、その世帯の全ての方が扶養されている、一部の方が扶養されている場合であれば、その世帯は対象者とはなりません。税上の扶養に取られているのであれば、その世帯は対象となりません。

そういう情報につきましては、私ども市のほうでは把握できませんので、まずはその対象だという、非課税だという世帯には送りはしましたが、やはり申請をいただかないと、交付できるかどうか分かりませんので、そういう方が含めたこの申請率、申請されていない14%の中にはいるのかなというふうに私は理解しております。

また引き続き、申請漏れがないように、周知を図っていきたいと思っております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） せっかくこういう事業があつて、対象者がいて、その対象者の方が申請をし

て。あくまで申請主義なので、該当はするから市のほうから直接出すということはないと思いますが、そうすると、やっぱり、この申請させる、してもらうに当たって、それなりの御苦労も多少あると思いますが、やはりもっと柔軟にですね。この今LINEで周知をしているということですけど、今のこの現在の状況ですと、LINEが、じゃ使えない方はどうするんだということになっちゃうんですけど、やっぱり1人でも多く、その漏れがないように対応していただくのがいいのかなと。

これ今でもずっと非課税世帯、非課税世帯、非課税の方にこの対象だという、これは国のほうからのそういう指示があるんでしょうけど、仮に非課税世帯、世帯で非課税だから、これを世帯分離して、1人は非課税、もう1人は課税者ということも中にはあると、これを悪く取れば、そういうふうなこともできるんじゃないかなというふうにも感じるんですね。そうすると、それはもう実際言えば、やってはいけないことですけど、そういうことへの対象というかね、そういうことについて市はどのように捉えているのか、お伺いします。以上で3点目です。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊福祉課長。

○福祉課長（渡邊弘則君） お答えいたします。その辺はそれぞれの家庭とか世帯の事情というのがありますので、十分ヒアリングをして、できないものはできないということで対応してまいりたいと思います。以上です。

○議長（戸坂健一君） 以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第48号は、関係する所轄事項について、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会へ付託いたします。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第49号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

これより質疑に入ります。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、議案第49号 損害賠償の額の決定及び和解について、お伺いします。

まず最初に、この第49号は、今回の議案として上程をしましたということなんです。多分、地方自治法に基づくものかと思われますけど、この根拠についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。本議案の提出の根拠でございますが、議員おっしゃられたとおり、地方公共団体の議会の議決事項を定めました地方自治法の第96条第1項

第12号にあります地方公共団体が当事者である和解と、同13号にあります損害賠償の額を定めることに該当することから、今回提出に至ったところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。

次に、損害賠償の額が240万、そのくらいだったと思いますけど、この損害賠償の算定のプロセスについてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。この事故が発生した後なんですが、庁内的には事故報告を上げるとともに、相手方、保険会社との折衝をしまいいりました。相手方には、けがの回復具合や休業の実態などをお伺いしながら面談、交渉を重ね、それを基に、保険会社とも相談、すり合わせをしております、その最終的な妥結点として見いだしたところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） そうしますと、保険に入っていたということなんですけども、そのプロセスとしては、保険会社と交渉したというか、通常、交通事故とかそういうときには保険会社等を基にして決定されるということと同じような形で行ったというような形だと思います。分かりました。

支払い方法なんですけども、保険適用であれば予算計上はしていないというのは、これは理解するところなんですけども、この支払い方法についてということをお伺いすることと、もう一つは、よく事故がありますと、この事故の処理、そのほかの改善方法とか、そういうことはやはり規定していかないといけないのかなというふうに考えます。

観光課につきましても様々な施設を持っているということですので、この事故に起因して、この事故がまた再発しないように、またほかの施設にも発生しないような、そういう何か措置というものを、どういうふうな形でしているのかどうか、これについてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず、賠償金の支払い等についてでございますが、この事案の議決がなされた後に、正式に示談書を交わしまして、賠償金の支払いがなされることとなりますが、その方法といたしましては、市の予算計上はせず、市の加入している全国市長会市民総合賠償補償保険の保険会社から直接、相手方の口座へ支払われることとなります。

また、事故後の改善策等についてでございますが、この事故の発生後、損壊箇所は直ちに修繕しておりますが、そのほかに一部傷みのある箇所等も見受けられますので、安全策のため、現在は立ち入らない措置をしております。

また、今後の改善策といたしまして、事故の発生以降、八幡岬公園だけではなく、観光施設全体の危険箇所の点検をより注意深く実施し、再発防止に努めるとともに、また、この当該展望デッキにつきましては、今後、更新なども視野に検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） 次に、鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） それでは、議案第49号について、前段者がこのことについて質問しています

ので、ダブらないような内容になりますが、この事故が起きたのが令和6年5月、もう1年1か月ほど前になります。その間、今、前段者の質問で課長答弁したとおり、この間、当事者と、また保険会社との話合いで、今回和解ができたということでの提案、議案ということとお聞きしました。

まず、私が聞きたいのは、今回6項目出させていただいてあります。まず、この事故が1年1か月前に起きた状況、これがどういう状況で起きたのか、現場の関係を含めて詳細な説明を求めます。

そして、どのようなことが原因で賠償責任が生じる事故になってしまったのか、市としてはどのような検証されているのか、このことについて伺います。

あと、240万という、250万ですね、の損害賠償額、この中身、内訳については、また算定の基準で聞きますけど、これ恐らくけがをされている。ですから、入院したのか、その辺のことは一切書いてありませんけど、もちろんけがをしているんでしょうから、その事故の状況、前段とダブるかもしれませんが、それについてもお聞きします。

あと、額の算定、今ありましたけど、250万という額が、どのような内訳で、この250万が設定されたのか、そして和解されたのか、これについて伺います。

あと、今、その後、八幡岬公園以外の公園施設についても重点的にやっていますよということではありますが、ここ、この事故が起きる前から不具合がいっぱい出ているんですよね。私自身も確認していますし、ここ以外に、官軍塚の展望台なり、あずまやなりも起きていますし、市の全体のこの公園管理、これについて、やっぱり本当に点検等は常に必要だと思います。常に人がいる場所ではないので、遊んだり使った人が事故がないようなことに対して市は責任があると思います。ここの八幡岬公園に関しての対応についてはどのようにされてきたのか、伺います。

最後に、これ令和4年の6月議会の、ここ一般質問で、この公園の遊具等を含めた公園管理、市内全体の公園管理について質問した中で、市当局からは、今後の管理については、指定管理者による一元管理も視野に維持管理、運営が図れるよう検討したいと。これはもう3年前ですね。いわゆる、今から3年前に、こういう質問の中に答弁がありました。そして管理をしっかりとやっていきますよという答弁がありましたが、これが、その当時のことで、しっかりとやられていれば、今回のような事故は防げたのではないかと。たればじゃないけど、事故起きてしまったことに対して、それ言うのもおかしいかもしれませんが、しっかりとその当時からやっていたら、この250万の補償の事故は防げたのではないかというふうに思いますが、その辺の見解をお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず、事故の発生した状況等の詳細でございますが、この事案の相手方におかれましては、去る令和6年の5月6日のゴールデンウィークの祝日でございますが、御夫妻で八幡岬公園を訪れ、展望デッキを歩行中に、デッキの床板の一部が損壊、左足が落ち込み、裂傷と打撲、また支えた右足を捻転、強打し、負傷したものでございます。

この賠償が生じる事故が起こった原因と市としての検証ということでございますが、こうした展望デッキをはじめとする観光施設については、職員による定期的な点検は実施してきたも

の、結果といたしまして、この市の実施する安全管理のための点検が十分でなかったことで起こった事故であると考えております。

次のけがの程度でございます。まずは右足の甲の指の付け根に近い部分が骨折、また左足の打撲と裂傷でございます。特にこの右足につきましては、腫れと痛みがしばらく続いたような状況でございます。ただ、入院はせずに、自宅療養でございました。

続いて、賠償額の算定についてでございます。損害賠償の内容につきましては、治療費、休業補償、慰謝料でございます。額の内訳については、この場では控えさせていただければと思っております。

続きまして、八幡岬公園の設備の点検状況等でございますが、八幡岬公園の施設設備の点検につきましては、子供広場の遊具については、年1回、専門の事業者で点検を実施しております。そのほかは、他の観光施設の点検と併せまして、2か月ごとの職員による施設点検を実施しております。

不具合への対応は、発生の都度、できるだけ早く修繕を実施できるよう努めてきたところでございます。また、今回事故の発生した展望デッキについても、損傷箇所は修繕しておりますが、一部劣化しているところも見受けられますので、今は一旦立ち入らない措置としていただいております。

最後に、令和4年の御質問で指定管理の形にしていればというような御質問でございますが、この指定管理の導入につきましては、一つの考えとして、また、そのようなことも視野に、常に研究しているところでございますが、このたびの事故につきましては、何より私どもの安全管理が十分でなかったことに起因しているものであると考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 逐次細かく聞いてしまいましたけど、事故が発生した結果の対応ということでございまして、私は入院したのかと思いましたが、入院はされていないと、骨折もあり、打撲もあったということで、これ展望デッキ、あそこ高いところにあったので、私も以前から何回か、以前質問する前にも、質問した後にも、自分では確認をしています。そういう中を見て、やっぱり危ないなと思う部分が多かったのは事実です。八幡岬公園については、その以前から、草の草刈りとか、あと展望、眺望が非常に悪いという部分もあって、草刈りとか、そういう。

八幡岬公園は、市のこの観光施設の施設としてあるんですね。お万様というこの歴史的な方のお話もありますし、その銅像も立っています。そこに展望台あるわけですけど、こういう市の歴史的な部分と観光というなのがつなぎ合わさった非常に、行けば、360度までいきませんが、200度ぐらいは海が眺望できると、非常に観光客も多いところですので、常にこの安全確保は、これは必要ではないかなと思っています。

改めてお伺いしますが、展望デッキ以外の、あずまやは、私が令和4年、その前にも実は平成29年の6月に、やっぱり一般質問やっているんですね。このときにもやっぱり、この遊具点検などの状況、公園管理について、実は一般質問やって、一般質問は2回、公園関係やっているんですけど、その中で令和4年については、改めてこの公園管理だけやったんですけど、まず1点目、ここでお伺いしたいのは、市として、こういう事故が起きてしまった対処については非常に苦労していると思います。ですから、今後、やっぱり事故が起きる前のこの段階の点

検をさらに強固にやる。点検というか、実際の業者を入れた点検。職員が行って目視と、触ったり何かするものと、あとは経年劣化で壊れているものなども、直されていない部分が多いんですよ。そこは、さっき言われたように、一時的にはテープ張って使用禁止されて、ロープ巻いてあるのも過去にありましたけど、そういうところの対応を、じゃあ、それについては即使用できるように、これ予算立てもして、やっていく必要がありますけど、その辺の予算立ての問題、これをどのように処理してきたのかについて、まず1点目お伺いします。

それと、やっぱりありました、令和4年6月議会に一般質問。これで、これは竹下副市長が答弁をされていた内容です。ここについては、今、竹下副市長に再度お伺いしたいんですが、そのときに私もいろんな点検したほうがいいよという中で、この指定管理についての質問は、私のほうから言ったんじゃないなくて、竹下副市長のほうで、今後はこういうふうにして、しっかりと管理していきたいんだというような思いをお話されていました。これ3年前なので、だから、さっき言ったとおり、これができていればという、たればじゃないですけど、できていればということがありますが、改めてこれは竹下副市長に聞きたいんですけど、そのときの思いと、思いがあった、それから3年経過している中で、これに対してどのような対応をされてきたのか、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。確かに起きる前の点検というのが重要ということは重々、今回の事故で私どもも痛感したところでございます。したがって、今後、私ども目視、また踏み歩くなどして強度などを点検してきたところでございますが、やはり専門の業者等の点検等も今後視野に入れていきたいと。

現状なんですけれども、修繕費ございますので、そういったもので、できるだけ早く修繕しながら、皆さんにお使いいただけるような対応はしてきたつもりではございますが、今後、いま一度、専門の事業者等にそういった点検をしていただけるようなことができないかというのも考えてまいりたいと思います。以上です。

○議長（戸坂健一君） 次に、竹下副市長。

○副市長（竹下正男君） お答え申し上げます。当時、令和4年でございましたけれども、その当時、私のほうから確かにお答えしたと思っております。それは、あくまでも公園を含む公の施設の一元管理ということの中から、これをしっかりと管理していくのが我々の責務だということの中から申し上げたところでございます。

したがって、この管理に伴うやり方、いわゆる事故が未然に防げるのかどうかということについては、また、別問題な考えでございます。

あくまでも申し上げたのは、指定管理者を導入することによって効率・効果的な運営が可能ではないかということの中から、私の思いを述べた次第でございます。

今回この損害賠償というお話の中で考えなくちゃいけないのは、あくまでもしっかりと、たとえ公が管理するにしろ、また業務委託をするにしろ、管理委託をするにしろ、しっかりとそれぞれの立場で管理していくのが当然の責務だというふうに感じております。以上でございます。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） これからのやっぱり勝浦市としての観光を含めた、この公園も、非常に私は

勝浦、風光明媚で、海を見に来て、海で遊んで、そしておいしい魚を食べて帰ってもらう、その一つのルートの中に、ここの八幡岬公園も私はあると思います。ほかにいろんな公園あります。官軍塚もありますし、海中公園もあります。そういうところは、市が管理しているのであれば、これは、やはり職員だけじゃなくて専門的な公園管理をやっぱり行うべきだなというふうに思いまして、実は令和4年のときに、そういうことについては、竹下副市長のほうから、今後そういうことも視野に考えていきたいということがあったので、それは非常に私は、逆に言えば、市のほうもよく考えて、竹下副市長もそれを重く考えているんだなというふうな思いでありました。

ただ、そこから3年たった中に、そこは実現されていないので、ぜひともここのところはもう一度、今回の事故を起因に、私は総合的なものについて考え直してもらいたいなというふうに思います。

そこで、市長も議員時代に、官軍塚から八幡岬に通じる道路の問題等も、議員の立場から提案したり、そして風光明媚なこの公園、八幡岬もそうですし、官軍塚もそうです。そういうところに人を呼ぶんだということをお話しされていました。

でしたので、いま一度、この観光と公園管理の話ですよね。ここまで私がこの質疑で言っているのかどうか分かりませんが、答えていただけるのであれば、市長のこの観光と公園管理について一言いただければと思います。

○議長（戸坂健一君） 質疑の途中ではありますが、午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時10分 開議

○議長（戸坂健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。今回の事故は未然に防げたのではないかと、防がねばならなかったと思っております。おけがをされ、仕事を休まざるを得なかった御本人様に対し、大変申し訳ない思いであります。

市長に就任し、その前後、公園全体の課題と本デッキ等を見てまいりました。その傷み具合、ここを確認し、改修ならば全面改修、または撤去を考えましたが、そのまま今回まで実行できなかったということを悔やんでおります。

なお、八幡岬公園につきましては、官軍塚、勝浦灯台、これとともに岬めぐりコースとして、子どもから高齢者までが親しみ、健康に役立たせてもらいたいという願いは、その思いは深まっております。

今週末、広報かつうら6月号が発行になります。そこにも、その思いを載せてございます。

今後は、これらの経過、反省を生かし、安心、安全第一、これを念頭に取組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（戸坂健一君） 次に、狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） それでは、私から質問させていただきます。議案第49号 損害賠償の額の決定及び和解について、こちらに関してお尋ねします。

項目は6つほど通告をさせていただいております。しかしながら、この1番、2番、3番、

すなわち事故の詳細並びに過失割合決定、経緯と根拠、事故の詳細については、先ほど来の質疑の中、御答弁で理解をさせていただきました。

2番の過失割合決定、経緯、根拠につきましても、保険会社等々専門家が入った中での御判断ということで理解をさせていただきます。

3番目、賠償額の算定方法、内訳について、具体的な金額はないにしても、こういった費用構成であるのかの説明はございましたし、その経緯についても、保険会社等と専門家を挟んでの決定ということで理解をさせていただきます。

したがいまして、質問につきましては、4番、5番、6番ということでさせていただきたいと思いますが、質問、本題に入る前に、これは通告として出しておりませんので、御答弁のほうは結構でございます。

私がこれらの内容を質問する質問順としては、本件については3番目だったわけですが、前段、2人の質問者、ほぼ同様の質問で構成されておりました。これ、どういうことなのか。

私について申し上げますと、議案を見ました。これは、この249万4,480円について承認を求めているんだと。並びに、2番目いいとして3番目、和解条件、こういう条件で和解をすることを承知くださいと、そういう意味の議案提起というふうに理解をしておりますが、じゃあ、与えられたこの資料によって、我々何を基準に金額の是非、あるいは和解の是非を判断すればいいのかという、そういう疑問に、まず立ちました。

議案審議資料にもあるのかと、私の見落としはないかということで、これも見たんですけれども、この中には賠償額の説明、内容説明並びに和解のプロセス等々、これの記載は一切ございません。これなくして、いかに判断したらいいのかという、そういう疑問がございます。

ぜひとも、今後、同様の議案提起があるときには、そういった資料の御提示をよろしくお願いしたいということ、これ質問に先立って申し上げたいと思います。

それでは、4番目、当該施設の管理方法、前段者の質問の中、質問答弁の中でございました。管理としては、維持管理、劣化等の点検を定期的に行っているという内容でしたけれども、この日常管理の部分、今、市長のほうから、未然に防がなければならなかったという、後悔という、悔いるという言葉もございましたけれども、まさにそのとおりだと思います。

設備の劣化については、私、大きく2つのパターンがあろうかと思います。

1つは急激な変化。例えば、これは車や飛来物がぶつかる、あるいは風水害によるもの、これはある程度、致し方ないという部分があろうかと思います。

対してもう一つは、緩やかな変化に対するものであります。時間経過とともに発生する浸食、あるいは腐食というものは、これは本当にゆっくり進むものであります。定時にこれを確認しているのであれば、こういった事態が起きる前に何らかの手は間違いなく打てていたという、そのように思うわけです。

ですから、課長答弁にありました、定期的な維持管理、点検を行っているという部分については、本来目指していたその点検内容と、そういったそごがあったのではないかと思います。ですので、これまでの維持管理、劣化点検について、こういったルールが定められ、実施しているのか、これを1点お尋ねします。

2つ目、事故発生後の処置対応ということで、二次発生防止、これが昨年の発生してからもう1年以上経過しているという中で、実は私、一昨日、現地のほう見てまいりました。確かに

立入禁止の措置はされておりますが、物理的な隔離をしているわけではなく、黄色いテープで立入禁止と、そのようになっております。どこが壊れたかなと思って背を伸ばして見ると、1か所ではなく、穴が幾つも空いています。これは恐らく事故発生後、さらに風化が進んだものではないかと想像できるんですね。

これから観光のトップシーズンになり、本当に先ほど市長もおっしゃっていましたが、子どもや高齢者が利用できるような設備と、まさにここです。子どもたちがあのテープをくぐって、テラスの上に上っていったらどういうことになるか。まさに同じような事象が再発する、そういう懸念があるわけです。

ここにつきましては、2つ目に二次発生の防止ということで申し上げるならば、簡易でもいい、そういった事態を想定して、一つには、正式に直すには、これ予算的な問題もあるかもしれませんが、私としては、コンパネ1枚ひいておくだけで穴の部分は補修できるであろうし、もっと入り口には金属網等で物理的な隔離をする、そういった方法もできると思うんですが、今後、その二次発生防止について、具体的にそのような措置を取る予定があるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

3つ目、6番となっておりますけれども、本件、国賠法の「営造物の設置又は管理の瑕疵」という部分を根拠に賠償責任が生じているものと存じます。過去に本市において、これと同様の瑕疵を根拠とする賠償事例、それがどのぐらいあったのか、近年の分についてお尋ねします。

3点について御答弁をお願いいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず1点目の、これまでの点検というところでございますが、これにつきましては、他の観光施設と同様に、2か月に一遍程度の市の職員による施設点検。これは点検票を持ちまして、職員が目視と、あとデッキにつきましては、デッキの上を踏み歩くなど、強度を確認していたところでございますが、今回、確かにおっしゃられるとおり経年劣化、緩やかに劣化していたところに対して私どもが少し気づくところができなかったというようなところでございます。

続きまして、今後の対応ということでございますが、今、立入りを一旦、禁止というか、立ち入らないような措置をしているところでございますが、一旦は穴は塞いでいる状態で、少し継ぎはぎにはなっておりますけれども、穴は空いていない状況にはしているところでございます。

ただ、物理的に立ち入らないというのは、確かにテープを巻いて注意喚起しているところでございますので、物理的に立ち入らない、またコンパネをひくなど、少し強度を強めるような形にして対応することも確かに必要だなというふうに思っております。私のほうからは以上です。

○議長（戸坂健一君） 次に、屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。私のほうからは、過去の賠償事例についてお答えさせていただきます。

まず、市が管理する施設や道路に起因する賠償事例につきましては、過去5年間で申し上げますと、5件ございます。要因別に申し上げますと、学校施設に起因するものが2件、市道に起因するものが3件となっております。

2件ほど事例を申し上げますと、令和5年2月19日、上野小学校におきまして、強風により

プール附属専用室の屋根が飛ばされ、隣接する上野集会所に駐車していた自動車を損傷した事例で、修理代金及び修理完了までのレンタカーの費用、こちらを合わせて70万2,589円賠償したものでございます。

もう1件申し上げますと、令和5年10月27日、市道の歩道脇の街路樹の根が成長し、盛り上がった舗装に歩行者がつかずき転倒、負傷した事例でございまして、治療費及び通院に要した交通費、合わせて8万9,285円を賠償したという事例がございまして、以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） どうもありがとうございます。まず、当該施設の管理方法というところで、2か月に一遍の管理をされていたということ、職員が目視で行っているということ。本来であれば、そこで気づいて、未然に防ぐことが最良の結果だったと思うんですけども、そこについては職務の多忙云々等々あるのかもしれませんが、その点検の手法等々の改善も考えていかなきゃならないと思いますが、今後は一層、そういった精度、そういったものを高めた上で、継続した御対応をいただければと、そのように考えております。

あと、事故発生後の措置対応として、私が一つの例としてコンパネというお話もしましたが、私も、現地に行ってみたときに、大人ですから、律儀に立入禁止の範囲には入らず、上、背伸びをして見たんですけども、塞がっているようにちょっと見えなかったのも、そこは私の事実誤認かもしれません。複数の穴があるように思えたんですけども、そこはまた再度、御確認をいただければと思います。

加えて申し上げたいのは、二次発生というよりも、当該箇所ではないんですが、私はこれを見に行く間で、おやおやと気づいた部分もありました。これは把握されているかどうか分からないんですが、その対応についてお考えをお伺いしたいと思います。

当該の展望台、一番高いところにあります。そこに行くためには結構傾斜の強い階段を上ってまいります。何段目かまでは数えていませんが、その階段は木で、何ていうんでしょう、組まれているというのか。その中には、もう完全に上板が板の形をしていない、つまり変形している、足がぐっと沈むような形ですね。それとあとは、板の形は辛うじて保っているんだけど、やはり中が完全に空洞だなと分かる状況、そういった段が2段ございます。

運動靴で行ったときには何ともないかもしれませんが、ここは観光地です。不安定な靴、ヒールの高い靴、サンダル、そういったもので公園に来る方もいらっしゃいます。もし下り道で子どもが駆け下りる途中、ここに足を入れたらどうなるんだろうと、そういう恐ろしさをちょっと感じたものであります。ぜひとも御確認いただきたいこと。

加えて、もう一つ言えば、手前にある展望台ですけども、落石、あと小規模な土砂崩れ、それがそのまま放置されております。やはり観光地のメインとして取り扱う場所、その整備、点検については、これは非常に不足ではないかと考えております。

私はこれを申し上げるには、私も悪いことばかり考える性質なんですけれども、本市では気候の関係等々、最近マスコミへの露出が増えております。さらにはプロモーションの積極的な活動により、勝浦がいいところ認知される、観光地として素晴らしいんだということを認知され、だんだん来訪者も増えているところであります。

しかし、これが、もし万が一、当該設備でけがしたのが子どもであり、運悪く命を落としたということになれば、これテレビのトップニュースに上がるわけですよ。皆さんがそろって少

しでも勝浦の観光振興をしようと労力も予算もかけて培ったものは一瞬で崩壊するという性質を持っていますので、その辺をぜひ心していただいて、その後になります、過去に小学校あるいは街路樹等の関係で同様の損害賠償の経緯があるというお話がありましたが、もちろんこちらを防ぐことも大事ですけれども、この観光施設の災害を防ぐということは、そういった意味合いもあるということで感じておりますので、お伝えしたいと思っておりますけれども、なかなか質問になってこないな。

今、私のほうで現地、本当に素人の目で見たと形、報告させていただきました。これへの対応、早急に求めたいと思うのですが、それについて御答弁をお願いいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。私どもも本来ではこのような事故というのはあってはならないというふうに、管理責任の重大さというのを痛感しているところでございます。したがって、今回の件、今おっしゃられたような不具合箇所ですね、そういった部分も含めまして、しっかりと点検の強化を進めて、また今後の再発は決してあってはならないという思いで、徹底してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） ありがとうございます。そのように、ぜひお願いしたいと思います。

そして最後になりますけれども、これまでの賠償の経緯ということで幾つか例題を挙げさせていただきました。最初に申し上げました急激な変化、そして緩やかな変化という部分でいけば、小学校のプールの屋根が飛んだというのは、これもう急激な変化であったと思います。もちろん突き詰めれば、その前に飛ばないように対処しておく、そういった方法もあるかと思っておりますけれども、言わばこれは急激な変化によるもの。これに対して街路樹の根、これこそ緩やかに進んでくるものですよ。そういったところも想定しながら、道路の管理とか等々の項目の一つ加えていただきながら、今後の管理していかれることを希望したいと思います。

ここにつきましては、今後の対応について質問をさせていただくつもりでしたが、先ほど前段者の質問の中で、市長自ら、こういった事象については未然に防がなければならなかったんだと、そうできなかったことを悔やまれているという御発言、これ非常に重いものと思っております。

当該施設に限らず、公共の営造物と言われるものについて、同様のお考えで管理を進めていかれるものという理解をいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（戸坂健一君） 以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第49号は、産業厚生常任委員会へ付託いたします。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第50号 勝浦市と市原市との間における一般廃棄物（燃やすごみ）の焼却処理に関する事務の委託についてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

これより質疑に入ります。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） では、議案第50号 勝浦市と市原市との間における一般廃棄物（燃やすごみ）の焼却処理に関する事務の委託についてであります。

通告書に記載してあります、この事務の委託の規約の第11条、委任であります。この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、勝浦市長と市原市長との協議により定めるというふうになっています。ここの委任の部分です。第11条のこの両市長により協議により定めるものというものについて、どのようなものがあるのか、どのようなものについて協議をされるのかについてお聞きいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。本規約に記載のないことでございます。具体的な内容として推測されるようなものがあるとすれば、例えばごみの分別の変更があるとか、受入れ条件の変更があるようなもの、または災害や事故等、こちらによりまして不測の事態が生じた場合に、その際の協議が該当するものと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） ごみの分別あるいは災害、事故等においてということでありましたけれども、ほかにも多分、突き詰めて言えば、今後の交渉の中でいろいろ出てくるんだと思います。

この規約、その先ほど言った、課長から御答弁あったものについて、例えばごみの分別なんかの、じゃ、いつまでという話になると思うんですね。この協議がいつまでに行われるのかという、再質問の通告聞くことになっていますので、改めて、今、先ほど御答弁あった内容について、協議はいつまでに行われるのかというものについて御答弁いただきたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。先ほど言った想定されることの事象が発生した際、都度、協議になると思われます。期間的なものについては、それも含めた協議となると思われます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） では、ちょっと一例としてお話しします。3回目なのでね。例えばごみの分別です。市原市と勝浦市と、また違う可能性もあると。特にごみの焼却、焼却ごみ、燃えるごみについてですね。そういったものも、例えば一例ですけど、勝浦市の場合はプラスチックごみを分別して、していますね。燃えるごみとしては扱っていないんですけども、例えばそれを分別しないことも想定されるというふうに思います。そういった内容については協議していかなくちゃいけないということなんだと思いますね。

先週も一般質問の中で、ごみ袋の値下げの話ありましたけれども、こういった例えば、ごみ袋の値下げ、税金投入しなくても、ごみ袋の値下げって、やり方あるんですよ。それは今度、9月議会で僕、一般質問しますけれども、改めて、例えば災害のときも、例えば、その処理施設が災害に遭ったときの話とか、いろいろ想定が、災害もいろいろあるので、想定されると思

いますし、それはその都度その都度詰めていかなきゃいけない内容だと思いますので、それ、こういったことについては、ぜひ、その都度で構わないと思いますけれども、市のほうから、また改めて議会側のほうに対しては、その都度説明会というものは実施していただきたいというふうに思いますので、その辺のことを申し上げて質問を終わります。

○議長（戸坂健一君） 次に、鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 私も、このごみの規約、事務委託について5点ほど質問事項を出させていたいただきました。

とにかく市原市に委託するまでの間は、まだ7年ほどございます。その間に、今何ができるかということも含めて質問したいと思います。

まず1点目としては、本規約つくって、今回、夷隅郡市の2市2町が、これを7年後には全体で市原市のほうの、勝浦で言うクリーンセンター、いわゆるごみ焼却施設に委託をしていくわけですけど、その間、7年間ある中で、これを今後、事務委託する内容について規約として定めていく中で、これは個別に、提案されているのは個別ですね、勝浦市としての規約ですが、ほかの1市2町についても、これは同じなのかどうか、内容が全く同じかどうかと、あと違う部分があれば、その辺が掌握されているのかどうか、お伺いします。

それと、この規約の4条に、経費の負担というくくりがあります。4条の中では、勝浦市の負担として、これを市原市に納付するということになりますが、その経費の負担について、算定がどのような方式で行われるのか。人口割、ごみ割、いろいろあると思いますが、その辺についてお伺いします。

3点目としては、事務委託に要する経費ですね。ごみではなくて、事務委託に要する経費の算定を導入されたかということについてお伺いします。

4点目としては、第6条に収入の帰属ということで条文がございます。ここについて、これについては、条文読むだけではちょっと分かりにくいので、具体的に御説明をお願いします。

最後に、9条に連絡会議というものがあまして、定例会議や他の1市2町含む5市町、3市2町等々の関係で、この会議は随時連絡会議を開くこととなっていますが、それぞれの首長の申出によって、それぞれでやるということになっているようですが、これをやはり同じ土台で皆さん共有した上でやるに当たっては、各市、町それぞれではなくて、全体会議みたいなものをやっぱり行って行って、皆さんがいろいろな部分で共有していくことが必要だと思いますので、その辺の合同会議等については規定をする方向がいいのかなと思いますが、そのことについてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。まず、1点目の本規約について、夷隅郡市の2市2町とも同じような内容の規約かということでございますが、規約の内容につきましては、策定に際しまして、市原市及び夷隅郡市2市2町で、素案の段階から共有しまして、意見交換等行いながら作成しております。内容については、夷隅郡市2市2町、同じものとなっております。

次に、規約第4条、経費の負担、こちらで納付する負担金の算定についてでございますが、費用の分担でございますが、費用分担方法につきましては、人口割、ごみ量割、人口とのごみ量のブレンド等、そういった方式が環境省より示されておりますが、ごみの減量化の効果が得

られ、それにより運営費について負担額の減少効果も得られる方法として、ごみ量割を採用しております。それを基本とした負担割合ということになると思われます。

次に、4条第2項の委託事務に要する経費の算定根拠、こちらといたしましては、新施設の建設に係る経費、その工事に関連する委託業務経費等、それと維持管理経費を含む施設の20年間の運営費、焼却後の焼却灰の処理及び事務に係る人件費となります。

建設費に係る経費は、令和14年度の予測ごみ量で案分、維持管理経費、運営費は、令和14年度から20年間のごみの排出予測量、こちらの案分としております。

なお、これまで担当者会議での協議の際は、令和4年度のごみ量の数値をベースとして予測しておりますが、後に行います費用分担等に係る協議、締結までに基とするデータ及び数値等の見直しにより計算をして算出、協議することとなっております。

次に、第6条の収入の帰属に規定する、こちらの内容ということでございますが、こちらの条文に関しましては、将来的に発生する収入について対応ができるよう、記載のあるものであります。

現時点では該当するものもなく、また先々も含めて、現時点で想定される使用料、手数料はないと認識しております。

もし使用料、手数料の収入が発生したとしても、一度、市原市の収入にし、その後、各市町に分配することとなっておりますので、一度、市原市の収入としているものでございます。

その次に、第9条、連絡会議のことでございますが、建設期間やその準備期間に関しましては、事業の進捗や状況に合わせ会議を都度開催することとなると思われ、また、その他についても、その後のことも含めてでございますが、臨機応変に対応するため、連絡会議については、必要に応じて開催するものとしております。

また、2市2町の合同会議とのことでございますが、本協定は市原市と勝浦市の相対の協定となることから、本協定には、他の市町との合同会議等についての記載はありません。

しかしながら、3市2町において、本事業に関する基本的な条件などは同じであることから、また必要な情報については共有いたしますし、会議の開催は合同になろうと思われます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 一つ一つ丁寧な説明ありがとうございました。

まず1点目の事務委託契約、これは2市2町、皆さん同じだということですので、理解しました。

2点目のこの費用分担、今後発生する費用分担については、今3つの方式を、これは国のほうからの環境省から示されているという話でございましたが、この人口割なり、ごみ量割と、あと人口とごみ量を合算した割合によりということでございますが、本市というか、今回のこの協定の中では、ごみ量割を基本とするという説明ですね。

そうすると、ごみ量割となると、このごみ量が少なきゃ少ない。2市2町というか、全体の割合の中で、3市2町ですかね、市原市も含めて。そして、そこに関わるごみ焼却の、ごみ、こちらでいうと運搬費とか全部含まれるわけですけど、基本的にその割合を算定するに当たっては、ごみ量割であれば、ごみ量が少なければ少ないほど該当する費用負担は減ってくるということになろうかと思いますが、ごみ量は今までも、単独で処理施設を建設するにしても、や

はりごみ量の算定が一番基準になって、そこからごみがどのように出るか。

以前、2市2町のもは年間100トンということで、100トン規模の焼却炉を2市2町で造ろうというのが、もう30年も前から話があった。もっと前かな、あった話ですけど、この勝浦のごみ量、当時、私も行政の中で担当した時期もありましたので、当時は、勝浦ごみ量は結構、ほかから比べると多かったと記憶しています。

そして、それを比較するに当たっては、どうやってごみを減らすかという部分になるんですけど、基本的に、ごみ量割る人口で1人当たりのごみ量って出てくるんですね。そこに係る、先ほど前段者から質問ありましたが、ごみの質にもよりますけど、いわゆる焼却するごみ、これが人口の中で1人当たり何グラム。昔、千何グラムだという、確かな数字じゃないんですけど、1,000グラムは超えていたはずなんですけど、その辺が今はどういうふうに移しているのか。

これ県の中では毎年調査があると思いますから、比較増減は分かると思いますので、その辺が、やっぱり勝浦のごみ量がどうなっているのか。それとあと、残る1市2町のごみ量がどういうふうに移っているのか。

そうしますと、そのごみの質の中までではないけど、1人当たりのごみ量を減らすことによって、例えば100グラム減らすことによって、全体的には大きな減量になりますから。あと、ごみの分別の方法。今言ったようにプラスチックが入っていたり、そこを分別を、今も勝浦は結構、分別多いほうだと私は思いますけど、それをもっと強力にやっていくことによって、燃やすごみの量は相当減ってくる。ですので、この7年間をかけて、やっぱりごみを減らす努力はする必要があると思います。その辺について、数字的なものとお考えをお示しいただければと思います。

次に、これは3番目、委託事務に関する経費、算定根拠ということでございますが、今説明がありました事務委託業務経費については、施設の場合、向こう20年間の運営費がかかってくると。あと処理費と人件費ということで、それがベースになった中で算出されるということで分かりましたが、いま一度、この施設の20年の運営費というのが言われていましたので、そこら辺はどういう考えで、その20年が算定根拠に入っているのか、もう一度お聞きします。

それとあと、4番目の収入の帰属については、これは分かりましたので、結構です。

5番目の連絡会議、これはやっぱり、この今回の規約については、勝浦市と市原市の規約ですので、そこには合同的なもの入ってきませんよということなんですが、やっぱりこれ一番の発端は、2市2町のごみ処理をどうするかというところから、それは過去の経緯がなくなって、その可燃物については委託ということが2市2町で話し合われて、こういう市原市へ委託という話になってきていますので。

あと、やはりこの規約は規約なんですけど、今説明の中であった2市2町は同じ、この内容について共有していきますよでありますけど、これはどこにも書かれていないんですね。ですから、やっぱりこれは担当者会議なり、担当さんと首長での、夷隅郡市の首長会議なりで話はあると思いますが、ここのところはそういうふうにしますよの覚書的なものが、私はあったほうがいいのかなと。

なぜかという、これはどこの町と言いませんけど、一旦合意したものが後でほごになってきた経緯が過去にあるんですね。そのために、この20年も30年も同じような協議をやってきて、

結果的にはまとまらなかったという過去の経緯があるので、僕は今こういうふうに市原市にもう、この可燃ごみは委託していくんだという2市2町の、この協議がまとまってきたので、このところは2市2町で、やっぱり覚書をしっかりとやっておく必要があるのかなというふうに思いますので、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。まず、市のごみ量の推移でございますが、県のほうで清掃事業の現況と実績ということで、これ2年遅れで公表されているものなんですが、こちらについての数字を説明させていただきます。令和4年度で6,132トン、令和3年度6,943トン、令和2年6,584トンとなっております。

この数字に関しまして、過日、岩瀬清議員への一般質問の数字と若干異なるところはありますが、これ市の集計方法と県の集計方法が若干違うということで、差がございます。それは御承知おきいただきたいと思います。

また、1人当たりのごみ量でございますが、令和4年で1,090グラム、令和3年度で1,154グラム、令和2年で1,066グラムということになっております。

次に、郡内のごみ量の割合等でございますが、郡内、市原も含めて答えさせていただきます。市原市が、14年度の予測でございますが、全体で81.7%、2市2町で18.3%程度となっております。そのうち各夷隅郡内に関しましては、いすみ市が10%、勝浦市が4.3%、大多喜町が2.3%、御宿町が1.7%という数字が出ておりますが、これ先ほど申したとおり、今後の協議の中で具体的に決めていくことにつきまして、またデータの基も含めて見直ししていくような形になります。

それと、今後の分別についての考えでございますが、現に市民の皆様に御協力いただきながら、市の示す分別に御協力いただいているのは実感しているところでございますが、まだ、例えば可燃ごみに紙が入っていたり、ペットボトルやプラスチックが混在していたりという部分も散見されますので、その辺につきましては、広報、ホームページなど活用しながら周知をして、分別の徹底に御協力いただきたいと思いますと考えております。

それと、20年間の運営費の根拠でございますが、施設に係る運転とか維持管理、そういったものの20年間の部分となっております。

それと、覚書の件でございますが、この規約を承認いただきました後に、2市2町から市原市に法定の協議を申し入れます。かつ、それに対して市原市からの回答がありますので、その協議が、それに代わるものになればと思っております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） これ、もう決定事項なので、今後、市原市に委託していく中で、やっぱりこのところは、勝浦市としても、7年後に人口がどれだけいるか分からないし、ごみの排出量はどれだけになるか、今の時点ではもう、計算はできるんでしょうけど、数字としてはまだ、これを聞いたところで、そういうのになるかどうか分かりませんが、少なくとも、ごみは減量していく、可燃ごみ、委託するごみは減量していくということが、私は基本になるんだろうというふうに思います。

今も課長からの説明では、現状の可燃ごみの中にも、やはりまだ、燃やせるごみという判断になると、燃やせるものは何でも入れていいんかということで、家庭のほうの処理は、それは

そのほうが全然楽ですし、自分のごみを毎日多く出しても、別にそれが自分のところに跳ね返って料金が高くなる、袋代だけの話なので、そういうことなんですけど、でも、市として考えたときには、やはり委託の委託料が、これは少ないにこしたことはない。

そのところは、今説明があった中では、1人当たりのごみ量が、これは2年、3年、4年、2年が1,060、3年が1,154ですか、令和4年が1,090グラム。昔、先ほど言ったけど、30年前とほぼ変わらない数字です、これ。ただ、その年によって多少の増減があるんですけど。

やはりこれ、さっき聞いた中で話が出なかったけど、私自身も、これ県のホームページで調べられたので、実は調べてあるんですね。見ると、1人当たりのごみ量、これ令和4年の実績になるんですけど、勝浦市が1,090、さっき言ったとおり、市原市は900なんですね。いすみ市は919、大多喜が950、御宿町は1,173、これは1人当たりのごみ排出の数字です。これは令和4年の実績ということで、先ほど課長言いましたけど、2年前のものが、これホームページから引っ張られましたので、見てみたら、やっぱりここで、市原とも100グラム違うし、いすみ市とも、大多喜町とも、100グラム違うということは相当大きい差があるんですね。県内見ても、1,000を超えているのは十何市町村かな、10市町村ぐらいしかない。15ぐらいあるか。

ですから、ここは、隣町でこれだけ減らしているということは、やはり何らかのごみに対する市民の意識が違うんじゃないかなというふうに思いますので、少なくともこれ、市原市のごみ量に匹敵するだけの、やっぱり減量が必要かなと。そのためには1人100グラム減らす、それを目指して、やっぱり取り組む必要があるのかなというふうに思いますので、その燃やせるごみ。今は燃やせるごみという袋、ごみですけど、その中から、やっぱりリサイクルできるごみを、資源ごみを抜き出すということは、市民の協力を得なきゃできませんので、そのところを強力に進めていただきたいと思います。その辺について今後どのように対応していくことが必要かについて、それを改めて答弁を求めます。

そしてもう一つは、勝浦市もやっていますが、コンポスト、それとあと電動の生ごみ処理機、これは以前からも、ごみを減らすために提案して、市のほうから補助金を出して、やっていますよね。そのところをもっと、私はコンポストあたりはね。そうすると、今度、生ごみが減るんですよ。生ごみを減らすために、昔は、以前はEM菌を使って生ごみを減らす機械もありましたし、生ごみを減らす、これをやっぱり市の方策として、これは今年度以降、強力に進めていく、そして、そういうものについての講習会やったりして、少なくとも生ごみと燃えるごみを減らしていくことが、市原に委託するまでの間のやるべき仕事ではないかなというふうに思いますので、その辺について、ごみの減量についての対応策をお聞きしたいと思います。

あと、そうですね。あとは、できてきたものを、今後委託するに当たっての経費とかの算定ですので、基本的には、この生ごみというか、可燃ごみを減らせることが一番いいのかなと思いますので、そのところを今後強力にやっていただきたいと思いますというふうに思うんですが、そこについてのお考えをお伺いします。

最後に、覚書という話、私しましたけど、これはもうみんな一緒に足並みそろえているので、覚書をするまでもないというふうなことではあるかなと思いますが、過去に一旦決まったことを、やっぱりやめたとかね、言い方おかしいけど、そういうことがあって、一旦決まったのが、もう1回、元に戻ってしまって協議をし直し直したというのは、恐らく2回あるんですよ。そういうこともありますので、ぜひとも、もう決まったことを決まった方向に持ってい

くためには、私はそこのところで必要じゃないかなと。

これは覚書、首長の話なので、照川市長にお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。コンポストを利用した、ごみの減量対策、これまでもやってきておりますが、また今年度、当初の予算で昨年度より補助、要求額を上げて、台数を増やすような形を計画してやっております。今後についても、ほかの減量化の対策も含めて、併せて検討していきたいと思っております。

また周知についても、今まで年に一度ということではやっておりましたが、それも、もっと増やせるきっかけがあれば、市民の皆さんにお話しできる場を設けさせていただきまして、コンポストの活用等について、併せてごみの減量化について、お話しできるような場所が作りたいと思います。以上です。

○議長（戸坂健一君） 次に、照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。確かに、これまでの経緯を生かし、そして様々な留意点、頭に入れながらやっていく必要があるというふうには思っております。これが、これまで本当にごみの問題、長年にわたってのことです。今、一緒に手を組んでいこうという決意は大変大きなものがございます。議員おっしゃることを、またもう一度、私自身、精査をして取り組んでまいりたいというふうに思っています。

また、付け加えなんです、コンポスト、補助金出しても、なかなかそこに結びついていかない。議員の皆様方も、このごみの減ということで、特に生ごみ減という取組を勝浦市はできるというふうな現状だと思います。これを皆さんとともに共有して、ごみ減量に取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（戸坂健一君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

3回終わっていませんか。分かりました。

ほかに質問はありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 市長が答えたので、3回目だと思ったのかもしれませんが、今、市長の答え、やっぱりそのとおりですし、お願いしたいなと。

もう一つ言うのは、やっぱりコンポスト、市長もやっていくということでありますので、これは事例をここでお話しするというよりも、生ごみを一切出さない町が四国にあるんですね。葉っぱの行政で有名な。あそこは60品目ぐらいの分別やっているんですよ。一切ごみは家庭から出さないという方針でやっているところを、町民の協力で実際出していないということも、ネットを見れば分かる情報がありますので。

そこまで極端に勝浦ができるかといったらあれですけど、先ほど言った、市原と勝浦、100グラムの差がある、そこのところをやっぱりしっかりやるためには、コンポストもそうだし、減量化。それと、一番多いのは、やっぱり市民の理解を得ることが大事だと思います。そのためには、課長も市長も言われましたけど、やっぱりごみに対する市民への協力依頼とともに、市民とのごみ減量の勉強会、それが勝浦市の財政にどれだけ影響するかという部分も含めて、今後対応していただきたいなというふうに思います。以上で終わります。

○議長（戸坂健一君） 以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第50号は、産業厚生常任委員会へ付託いたします。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第51号 南房総広域水道企業団の解散に関する協議について、議案第52号 南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議について、議案第53号 南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法に関する協議について、以上3件を一括議題といたします。

本件につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

これより質疑に入るのですが、発言通告はありませんでしたので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第51号ないし議案第53号は、総務文教常任委員会へ付託いたします。

請願の委員会付託

○議長（戸坂健一君） 日程第2、請願の委員会付託であります。

今期定例会において受理した請願は、既にお手元へ配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたので、御報告いたします。

陳情の委員会付託

○議長（戸坂健一君） 日程第3、陳情の委員会付託であります。

今期定例会において受理した陳情は、請願と同様に、既にお手元へ配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたので、御報告いたします。

休 会 の 件

○議長（戸坂健一君） 日程第4、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明6月10日から6月12日までの3日間は、委員会審査等のため休会した

いと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。よって、6月10日から6月12日までの3日間は、休会することに決しました。

6月13日は、定刻午前10時から会議を開きますので、御参集をお願いします。

なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして、付託事件の審査をお願いいたします。

散 会

○議長（戸坂健一君） 本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後1時58分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第45号～議案第53号の上程・質疑・委員会付託
1. 請願第1号、請願第2号の委員会付託
1. 陳情第6号の委員会付託
1. 休会の件